

習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市延長保育等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に認可保育所等を設置し、別表第1に定めるところにより、11時間以上の保育を実施する者
- (2) 延長保育事業実施要綱(令和8年4月7日付けこ成保第253号こども家庭庁成育局長通知。以下「国要綱」という。)に規定する延長保育事業を実施する者

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、次の(ア)～(イ)に定める手順により算出する。

- (ア) 別表第1に定める事業ごとに実支出額から利用料・寄附金その他の収入額を控除した額と別表第2に定める補助基準額を比較していずれか少ない方の額を当該事業に係る選定額とする。
- (イ) (ア)により算定された選定額の合計(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、変更しようとする日の1年前までに市長に申し出て、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止または廃止しようとする日の1年前までに市長に申し出て、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかななければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、習志野市延長保育等事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 習志野市延長保育等事業費補助金申請額調書(別記第2号様式)
- (2) 時間外保育申請額内訳表(別記第3号様式)
- (3) 延長保育申請額内訳表(別記第4号様式)

2 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の規定により提出した書類の記載内容に変更があった場合は、市長にその旨を届け出なければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、習志野市延長保育等事業費補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 習志野市延長保育等事業費補助金実績報告額調書(別記第6号様式)
- (2) 時間外保育実績報告内訳表(別記第7号様式)
- (3) 時間外保育集計表(別記第8号様式)

- (4) 延長保育実績報告に係る平均対象児童数及び年間延べ利用児童数について(別記第9号様式)
- (5) 延長保育内訳表(別記第10号様式)
- (6) 延長保育集計表(別記第11号様式)
- (7) 延長保育等対象経費算出資料

(補助金の請求)

第7条 補助金の請求は、習志野市延長保育等事業費補助金交付請求書(別記第12号様式)によるものとする。

(交付の特例)

第8条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助金等概算払・前金払の請求は、習志野市延長保育等事業費補助金等概算払・前金払請求書(別記第13号様式)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後についても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月16日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年9月28日から施行し、令和8年4月1日より適用する。

別表第1(第2条)

保育標準時間認定児に係る保育時間	時間外保育事業 (市が定める保育標準時間認定児に係る11時間の保育時間のうち、8時間の基本保育時間を超えて実施する保育をいう。以下同じ。)	延長保育事業 (市が定める保育標準時間認定児に係る11時間の保育時間を超えて実施する保育をいう。以下同じ。)
午前7時00分から 午後6時00分まで	午前7時00分から午前8時30分まで 及び 午後4時30分から午後6時00分まで	午後6時00分から
午前7時30分から 午後6時30分まで	午前7時30分から午前8時30分まで 及び 午後4時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から

別表第2(第3条)

対象経費	事業区分	基準額等
1. 時間外保育 に必要な経費	民間認可保育所 幼保連携型 認定こども園 幼稚園型 認定こども園	(1) 時間外保育の実施に要する経費に相当する額 (2) 保育士、保育教諭および保育従事者(以下「保育士等」という)配置人数 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準、習志野市幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する基準及び習志野市幼稚園型認定こども園設置及び運営に関する基準に規定する職員配置人数以上である場合に限る。ただし、利用児童数に関わらず保育士等の数は2名を下回らないこととする。 (3) 習志野市保育指導委員会において、特別な支援が必要であると判断した児童の保育にあたっては、習志野市保育指導委員会の決定による基準に定める定員を上限とする。 (補助基準額) $1,375円 \times \text{延べ配置保育士等の数} \times \text{延べ時間外保育時間数}$ ただし、公定価格に含まれる常勤保育士及び保育教諭1名、非常勤保育士及び講師等1名を除く。
	小規模保育 事業所	(1) 時間外保育の実施に要する経費に相当する額 (2) 習志野市小規模保育実施要領に掲げる配置基準以上である場合に限る。 (3) 習志野市保育指導委員会において、特別な支援が必要であると判断した児童の保育にあたっては、習志野市保育指導委員会の決定による基準に定める定員を上限とする。 (補助基準額) $1,375円 \times \text{延べ配置保育士等の数} \times \text{延べ時間外保育時間数}$ ただし、公定価格に含まれる保育士等1名を除く。
2. 延長保育 事業に必要な 経費	民間認可保育所 幼保連携型 認定こども園 幼稚園型 認定こども園	(1) 延長保育の実施に要する経費に相当する額 (2) 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準、習志野市幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する基準及び習志野市幼稚園型認定こども園設置及び運営に関する基準に規定する職員配置人数以上である場合に限る。ただし、利用児童数に関わらず保育士等の数は2名を下回らないこととする。 (3) 習志野市保育指導委員会において、特別な支援が必要であると判断した児童の保育にあたっては、習志野市保育指導委員会の決定による基準に定める定員を上限とする。 (補助基準額) $1,375円 \times \text{延べ配置保育士等の数} \times \text{延べ延長保育時間数}$

	小規模保育 事業所	(1) 延長保育の実施に要する経費に相当する額 (2) 保育士等の配置人数は、習志野市小規模保育実施要領に掲げる配置基準以上である場合に限る。 (3) 習志野市保育指導委員会において、特別な支援が必要であると判断した児童の保育にあたっては、習志野市保育指導委員会の決定による基準に定める定員を上限とする。 (補助基準額) 1,375円×延べ配置保育士等の数×延べ延長保育時間数
--	--------------	---